

事 務 連 絡
平成21年 10月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産マンゴー)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の検査命令免除輸出業者が輸出した生鮮マンゴーから基準値を超えるピラクロストロビンが検出されたことから、同事務連絡の別添1の2の別表11から当該業者を削除し、別紙のとおりとしますので御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

RIXING (THAILAND) CO., LTD.

<違反事例>

1. 品 名：生鮮マンゴー
2. 生 産 国：タイ
3. 輸 出 者：RIXING (THAILAND) CO., LTD.
4. 検査結果：ピラクロストロビン 0.08ppm (基準値：0.01ppm)
5. 検 疫 所：成田空港検疫所 (届出受付番号：第21018435622号1欄)
6. 輸 入 者：日興フーズ 株式会社